

## 岡崎市新友愛の家有料貸出施設利用方針

(趣旨)

第1条 この方針は、岡崎市こども発達センター等整備運営事業業務要求水準書に基づき、新友愛の家内にある有料貸出施設（以下「新友愛の家有料貸出施設」という。）の利用方針を定めるものとする。

(目的)

第2条 新友愛の家有料貸出施設は、障がい者その他の市民が文化的活動等を行う場所を提供することで、その福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この方針で使用する用語は、岡崎市こども発達センター等整備運営事業業務要求水準書に定める用語の例によるほか、この方針において「障がい者団体」とは、岡崎市障がい者福祉団体連合会及びその構成団体をいう。

(施設)

第4条 選定事業者は、新友愛の家の運営に支障のない範囲において、個人又は法人に新友愛の家有料貸出施設を利用させることができる。

2 新友愛の家有料貸出施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 活動室

(2) 多目的室

(利用者)

第5条 新友愛の家有料貸出施設を利用できる者は、障がい児・者及びその家族、障がい者団体その他個人又は法人とする。

2 新友愛の家有料貸出施設を利用できる優先順位は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める順位とする。

(1) 新友愛の家又はこども発達センターが業務で利用する場合 第1優先

(2) 障がい者団体が利用する場合 第2優先

(3) その他の者が利用する場合 第3優先

(利用時間)

第6条 新友愛の家有料貸出施設の利用時間は、新友愛の家の利用時間とする。

(利用料金)

第7条 新友愛の家有料貸出施設の利用料金は、地域交流センター等近隣同種の施設利用料金を目安として選定事業者が提案する。

2 選定事業者は、前項の利用料金を提案する際は、障がい者団体の利用について考慮するものとする。

(利用の条件)

第8条 選定事業者は、新友愛の家有料貸出施設について、営利活動、宗教活

動又は政治活動を行う場合を除き、使用を認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、選定事業者は、営利活動のうち、障がい児・者の日常生活及び社会生活の充実を目的とした創作的活動の提供その他必要な支援を行うと認められるものを行う場合については、新友愛の家有料貸出施設の使用を認めることができる。

(選定事業者の責務)

第9条 選定事業者は、新友愛の家有料貸出施設を利用する者が安全かつ快適に利用できるよう配慮しなければならない。

(利用規則)

第10条 選定事業者は、新友愛の家有料貸出施設の運営に関し必要な事項を、利用規則で定めるものとする。

附 則

この方針は、新友愛の家開設の日から施行する。